

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(障害福祉課)	一
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更	(同)	一
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)	(農林水産経営支援課)	二
○認証食品の認証	(食産業振興課)	二
○保安林の指定の解除の予定(二件)	(森林整備課)	二
○海岸保全区域の指定	(水産業基盤整備課)	三
○昭和五十五年宮城県告示第六百九十四号(海岸保全区域の指定)の一部改正	(同)	三
○漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定	(同)	四
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(防災砂防課)	四
○土地区画整理組合の定款変更の認可	(都市計画課)	四
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(仙台地方振興事務所)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	(税務課)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(情報政策課)	六
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定	(障害福祉課)	六
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	六
○開発行為に関する工事の完了(五件)	(建築宅地課)	六

ページ

公安委員会

○警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施

正 誤

○宮城県公報第二六一四号(平成二十六年十二月五日付け)中

九 七

告 示

○宮城県告示第十二十六号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五條第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十六年十一月二十日次の者を指定した。

平成二十六年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
平野 孝幸	脳神経外科	総合南東北病院	岩沼市里の杜二丁目二一五
阿部 二郎	呼吸器外科	宮城県立がんセンター	名取市愛鳥塩手字野田山四十七
福原 達朗	呼吸器内科	宮城県立がんセンター	名取市愛鳥塩手字野田山四十七

○宮城県告示第十二十七号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五條第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成二十六年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所在地	所属医療機関の名称	所在地
石垣 五月	内科	さざんか往診クリニック	多賀城市東田中	医療法人寶樹会 仙塩総合病院	多賀城市桜木二丁目一の一

の地点	カ点から一〇四度四六分七七・七メートル
の地点	カ点から二〇一度四六分九九・〇メートル
の地点	ヨ点から二〇四度三二分五七・六メートル
の地点	タ点から二〇四度三二分五七・六メートル
の地点	レ点から二六八度三三分三一・〇メートル
の地点	ソ点から一七八度一六分一〇・五メートル
の地点	ソ点から一八一度二三分二五・六メートル
の地点	ツ点から一九一度五一分一七・七メートル
の地点	ネ点から二一五度三九分六〇・三メートル
の地点	ナ点から二六七度〇一分九八・九メートル
の地点	ラ点から三五八度〇〇分二〇五・六メートル
の地点	ム点から二九一度〇〇分四七五・〇メートル
の地点	ウ点から二一度〇〇分一〇〇・二メートル
の地点	ハ点から二一度〇〇分一〇〇・二メートル

○宮城県告示第千三十四号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、平成二十六年宮城県告示第千三十三号で指定した渡波漁港長浜海岸の海岸保全区域のうち、渡波漁港管理者の長が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成二十六年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十六年十二月十九日宮城県告示第千三十三号で指定した海岸保全区域のうち、渡波漁港の漁港区域に接する次の区域

〔次の区域〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部水産業基盤整備課）及び東部地方振興事務所（水産漁港部）に据え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第千三十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。
なお、その関係図面は、宮城県土木部防災砂防課及び宮城県気仙沼土木事務所において縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

館山1丁目の3急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
気仙沼市館山一丁目 百二十七番三 一号及び十四号
百二十二番二 二号
百二十二番五 三号
百六十二番一 四号
百六十二番三 五号
百六十七番七 六号
百六十七番七 七号
百六十七番七 八号
百三十九番五 九号
百三十九番三 十号及び十一号
百三十八番 十二号
百三十七番 十三号

○宮城県告示第千三十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可した。

平成二十六年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 組合の名称
大和町吉岡南第二土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地
黒川郡大和町吉田字北要害三番地の一
- 三 設立認可の年月日
平成十三年十一月五日
- 四 変更の内容
総代の定数

（変更前）第四十五条 総代の定数は、二十六人とし、所有権者である組合員及び借地権者である組合員が、それぞれのうちから各別に選挙する。
（変更後）第四十五条 総代の定数は、三十六人とし、所有権者である組合員及び借地権者である組合員が、それぞれのうちから各別に選挙する。

る組合員が、それぞれのうちから各別に選挙する。

五 変更認可の年月日

平成二十六年十二月十二日

○宮城県告示第三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、宮城県松島町手樽土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十六年十二月十九日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 大内 仁

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十六年十二月三日	林 政勝	宮城県松島町磯崎字磯崎二十	理事
平成二十六年十二月三日	渋谷 啓	宮城県松島町磯崎字磯崎十一	理事
平成二十六年十二月三日	高橋 利徳	宮城県松島町磯崎字磯崎四一十五	理事
平成二十六年十二月三日	梅森 正孝	宮城県松島町手樽字荒田十一	理事
平成二十六年十二月三日	高橋 久	宮城県松島町手樽字宮田三十二	理事
平成二十六年十二月三日	齋藤 貫一	宮城県松島町手樽字元手樽二十八	理事
平成二十六年十二月三日	宮澤 善克	宮城県松島町手樽字脇沢二十一	理事
平成二十六年十二月三日	高橋 幸彦	二宮城県松島町磯崎字磯崎九十一一十	監事
平成二十六年十二月三日	丹野 公輝	宮城県松島町手樽字名籠二十四	監事
平成二十六年十二月三日	樋口 敏夫	宮城県松島町手樽字元手樽三十四	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名

公 告

平成二十六年十二月二日	林 政勝	宮城県松島町磯崎字磯崎二十	理事
平成二十六年十二月二日	渋谷 啓	宮城県松島町磯崎字磯崎十一	理事
平成二十六年十二月二日	高橋 利徳	宮城県松島町磯崎字磯崎四一十五	理事
平成二十六年十二月二日	梅森 正孝	宮城県松島町手樽字荒田十一	理事
平成二十六年十二月二日	高橋 久	宮城県松島町手樽字宮田三十二	理事
平成二十六年十二月二日	齋藤 貫一	宮城県松島町手樽字元手樽二十八	理事
平成二十六年十二月二日	宮澤 善克	宮城県松島町手樽字脇沢二十一	理事
平成二十六年十二月二日	高橋 幸彦	二宮城県松島町磯崎字磯崎九十一一十	監事
平成二十六年十二月二日	丹野 公輝	宮城県松島町手樽字名籠二十四	監事
平成二十六年十二月二日	樋口 敏夫	宮城県松島町手樽字元手樽三十四	監事

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十六年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十六年年度社会保障・税番号制度導入に伴うシステム修正業務

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部税務課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十六年十二月十日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気株式会社東北支社 仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 契約金額 六千五百二十三万二千元

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号及び地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七号の二第一項第二号に該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十六年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 情報システムサーバ統合基盤機器等貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部情報政策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十六年十二月三日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 富士通リース株式会社東北支店 仙台市青葉区一番町二丁目三番二十二号

五 落札金額 八千七百二十一万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十六年十月二十四日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。
平成二十六年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
アイセイ薬局多賀城山王店	多賀城市山王字中山王十三一	平成二十六年十二月一日
ひまわり調剤薬局	東松島市矢本字南浦三十	平成二十六年十二月一日
古川調剤薬局鹿島台店	大崎市鹿島台平渡字大沢八一三	平成二十六年十二月一日
有限会社薬局田尻ファーマシー	大崎市田尻北牧目字新堀四十四一三	平成二十六年十二月一日

○県営上福田地区土地改良事業（農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業））計画の変更に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。
なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。
平成二十六年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県営上福田地区土地改良事業（農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業））変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十六年十二月十九日から平成二十七年一月二十七日まで

三 縦覧場所

東松島市役所、東松島市役所鳴瀬庁舎及び美里町役場南郷庁舎

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十七年一月二十七日

2 提出方法 宮城県東部地方振興事務所長宛て提出してください。

送付先 〒九八六〇八一二 宮城県石巻市東中里一丁目四の三十二

電子メールアドレス etisgsinks@pref.miyagi.jp

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限りません。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、東松島市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年十二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる一 宮城郡利府町赤沼字浜田百八番一の一部

地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城郡利府町赤沼字浜田百十八番地

浜田かき生産組合

宮城郡利府町赤沼字浜田百番地三十九

代表 櫻井 俊一

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年十二月十九日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

牡鹿郡女川町浦宿浜字尾田峯二十九番の一部

(第三工区)

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

女川町

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第五十条第二項の規定により都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の許可があつたものとみなされた次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年十二月十九日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

本吉郡南三陸町歌津字馬場六十七番一、七十一番、七十三番一、七十四番二、九十九番、百五番、四十三番二の一部、四十五番二の一部、五十三番一の一部、五十五番の一部、五十七番一の一部、五十七番三の一部、五十七番四の一部、五十七番七の一部、五十八番の一部、六十三番の一部、六十四番一の一部、六十四番二の一部、六十六番一の一部、六十六番二の一部、六十七番二の一部、六十八番一の一部、六十八番二の一部、六十九番の一部、七十番の一部、七十三番二の一部、七十四番一の一部、七十五番一の一部、七十七番の一部、八十一番一の一部、八十一番二の一部、八十一番二の一部、八十一番二の一部、八十一番二の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

二番の一部、八十五番一の一部、百三番の一部、百四番一の一部、六十九番地先の道の一部 南三陸町

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第五十条第二項の規定により都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の許可があつたものとみなされた次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年十二月十九日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

本吉郡南三陸町歌津字寄木五十三番十七、五十三番十八、百三十四番四、百三十六番四、百三十六番五、百四十一番二、五十三番十の一部、五十三番十一の一部、五十三番十二の一部、五十三番十五の一部、五十三番十六の一部、百三十三番の一部、百三十四番一の一部、百三十四番二の一部、百三十四番六の一部、百三十六番一の一部、百三十六番二の一部、百三十六番三の一部、百四十一番一の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

南三陸町

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第五十条第二項の規定により都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年十二月十九日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜字立花十八番二の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

七ヶ浜町

公安委員会

○阿波瀬公対精風吟吟不精161号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成26年12月19日

宮城県公安委員会委員長 鎌田 宏

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）

(2) 実施期間

平成27年2月5日（木）から同月17日（火）までの土・日曜日及び祝日を除く8日間

講習区分	実施日								計
	5日 (木)	6日 (金)	9日 (月)	10日 (火)	12日 (木)	13日 (金)	16日 (月)	17日 (火)	
新規取得講習	3号	○	○	○	○	○	○	○	7日間
追加取得講習	4号	○	○	○	○	○	○	○	6日間
	3号			○	○	○	○	○	3日間
	4号					○	○	○	2日間

※ ○は講習実施日

(3) 講習時間

ア 新規取得講習（3号警備業務）

2月5日から12日までの5日間は午前9時30分から午後4時50分まで、16日は午前9時30分から午後0時20分までとし、最終日は午前9時20分から修了検査を実施する。

イ 新規取得講習（4号警備業務）

2月5日から9日及び13日の4日間は午前9時30分から午後4時50分まで、16日は午前9時30分から午後3時50分までとし、最終日は午前9時20分から修了検査を実施する。

ウ 追加取得講習（3号警備業務）

2月10日から12日の2日間は午前9時30分から午後4時50分まで、16日は午後4時から修了検査を実施する。

エ 追加取得講習（4号警備業務）

2月13日は午前9時30分から午後4時50分まで、16日は午後1時から午後3時50分までとし、午後4時から修了検査を実施する。

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
一般社団法人宮城県警備業協会

3 受付人員

3号警備業務新規・追加、4号警備業務新規・追加、合わせて40人

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講対象者は、受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に当該警備業務に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込日において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記ローア～オのいずれかに該当する者

5 事前申込み

5 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全部生活環境課受付専用電話 (022-224-7311) にて事前申込みを受け付ける。(氏名、住所、連絡先電話番号、前記4の受講対象者に該当する項目について聴取) なお、電話での受付は1回につき1人とする。

(2) 受付期間

平成27年1月7日(水)から同月14日(水)までの土・日曜日及び祝日を除く5日間(1月7日から13日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで)

なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

6 受講手続き

事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受講手続きは、次のとおり行う。

(1) 受付期間

平成27年1月15日(木)から同月21日(水)までの土・日曜日を除く5日間(午前9時から午後5時まで)

(2) 申込書の提出先

事前申込みの際に申込先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。

なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通(追加取得講習受講者のみ)

ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通

エ 前記4-1-1-アに該当する者

最近5年間に、当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(4) 前記4-1-1-イに該当する者

1級検定の合格証明書の写し

(5) 前記4-1-1-ウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(6) 前記4-1-1-エに該当する者

旧1級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し

(4) 前記4-1-1-オに該当する者

旧2級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例(平成12年宮城県条例第21号)第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては3号警備業務38,000円、4号警備業務34,000円、追加取得講習受講者にあつては3号警備業務14,000円、4号警備業務10,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

7 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
一般社団法人宮城県警備協会

8 その他

講習に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全部生活環境課
(電話番号022-221-7171 内線3184・3185)

取 締 め

○宮城県公報第二六一四号(平成二十六年十二月五日付け)中

ページ	級	行	正	課
11	上	前 四	本部長 稲垣 徳宏	本部長 板垣 徳宏